

奈良市民だより

No. 104

みんなで守ろう 交通道徳

△歯の健康手帳による
歯科検診

5月12日(木)

市庁別館と奈良口腔センタ

ー(西大寺医大分院南隣)で

一どちらかへお出で下さい。

受付 午後1時30分～3時30分

対象 国民健康保険加入の昭

和37年4月2日～昭和38年

4月1日生まれの三才児



横断歩道のルールを守って



黄色いママさんありがとうノ

昨年(1年間に)奈良市内での
交通事故は、

発生件数 1571件、死んだ人 18人、

けがをした人 974人、

物の損害額 3,750万円でした。

歩行者も運転者も、みんなが交通道徳を守って、悲しい犠牲を出さないようにつとめましょう。

4月1日から一カ月にわたって“新入学児童を交通事故から守る運動”が全国的にすすめられ、又5月11日からは10日間“春の全国交通安全運動”が行なわれています。

車を運転する人の正しい心掛と、道を行く人の落ち着いた注意が、一つの習慣となって、必ず交通のルールを守れるようにつとめましょう。

毎日起っている交通事故は決して他人の事ではありません。あなたの身のまわりにひっきりなしにその危険が渦巻いているのです。

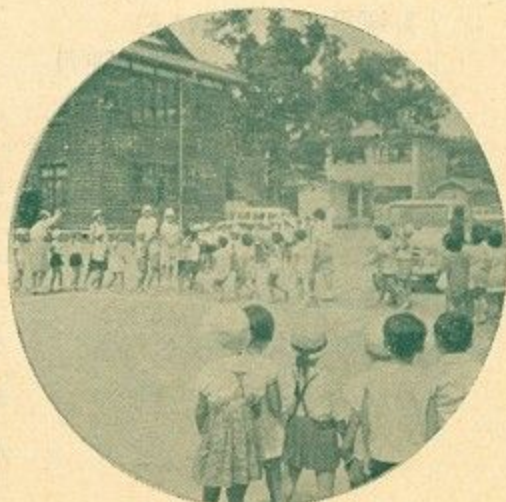
●みんなの注意で、交通安全

(横断歩道では)

- もう一度よく見て渡れ、手をあげて

(運転者に)

- 急ぐとも、まず歩行者を優先に



学校でも交通安全訓練中

5月1日号

昭和41年度分

土地についての固定資産税と都市計画税の
算定方法のあらましにつきまして

【税務第二課】

さきの国会において地方税法の一部を改正する法律（昭和41年法律40号）が成立して、土地についての固定資産税と都市計画税には昭和41年度から新たな負担調整措置が講ぜられることになりました。

この新たな負担調整措置は昭和39年度に行なわれた土地の評価替えによる新評価額にもとづく税の負担の適正化を漸進的に図っていくという趣旨のものであります。

これによりまして昭和41年度分の固定資産税と都市計画税の算定は次のようになります。なお詳細につきましては市役所税務第二課（電話⑨1111番）にお問い合わせ下さい。

△固定資産税の場合

●宅地等（農地以外の土地）につ

いては

…（算定例）……

昭和38年度評価額

3.3平方メートル 2,000円

昭和39年度新評価額

3.3平方メートル 12,000円

（この新評価額12,000円は実際の土地の価格であります。この新評価額をそのまま適用することはあまりにも税額に急激な増額を来すこととなりますので、昭和39年度は暫定措置として昭和38年度評価額の1.2倍とされました。昭和40年度、昭和41年度は39年度に準じ、昭和42年度において新たに評価替えを行なう基準年度となるわけであり、はじめに述べましたように税の負担の適正化を漸進的に進めるため昭和41年度に新たに負担調整措置が講ぜられたわけであり、）

地積 165平方メートル（約50坪）

のような宅地の固定資産税額は次の計算になります。

3.3平方メートル

2,000円×1.2=2,400円

（暫定措置による昭和39年度課税標準額）

2,400円×1.2（負担調整率）

=2,880円

（昭和41年度課税標準額）

$$2,880円 \times \frac{165}{3.3} \times \frac{1.4}{100} (\text{税率}) = 2,016円$$

（昭和41年度税額）

× × × ×

負担調整率は次の表のとおりで、上昇率は昭和39年度新評価額を昭和38年度評価額で割ったものです。

上記の実例によりまして $\frac{12,000}{2,000円}$ で、6倍となります。

上昇率の区分	負担調整率
3 倍 未 満	1.1
3 倍以上 8 倍未満	1.2
8 倍 以 上	1.3

●農地については

各筆ごとに昭和39年度の新評価額にかかわらず昭和38年度評価額によって計算した税額で課税されます。

△都市計画税の場合

固定資産税の場合と同様であり、負担調整率が下表のように異なっております。

上昇率の区分	負担調整率
3 倍 未 満	1.3
3 倍以上 8 倍未満	1.6
8 倍 以 上	1.9

× × × ×

納税者が奈良市の区域内に所有する土地、家屋、償却資産の免税点は本年度から次の様に改正されました。

改正前 改正後

土 地	24,000円	80,000円
家 屋	30,000円	50,000円
償却資産	150,000円	300,000円

△巡回健康診断（5月分）

5月13日（金） 精華連絡所で

5月17日（火） 米谷自治会長宅で

5月19日（木） 北椿尾地福寺で

5月20日（金） 中畑自治会長宅で

（いずれも精華地区です）

受付 午後1時30分～3時30分

検診 午後2時～4時

乳幼児検診と成人病検診を主に行ないます。

対象者 年令を問いません。

●成人病検査カード、母子手帳をお持ちの方は持参して下さい。

●大便をマッチ箱に入れて必ず持ってきて下さい。

日本脳炎の予防接種をうけたい方は
申込んで下さい

【衛生課】

日本脳炎の予防接種を6月上旬から7月中旬にわたって行ないますが、希望者はお申込み下さい。

●対象者

満1才～60才の方

●接種の区別

△初回免疫（2回接種）

初めて受ける方と昨年受けなかった方

△追加免疫（1回接種）

昨年受けた者

●料金 1回分 150円

料金は接種日に会場でお納め下さい。

●申込みは

5月14日までに下記の申込書を切り取ってご記入の上市役所衛生課へお送り下さい。

日本脳炎予防接種申込書

昭和41年5月 日 受付

標記の予防接種を受けたいので申込みます

※ ☐ の中に必ず記入して下さい

校区	住所	世帯主氏名
----	----	-------

接種をうける人

氏名	生 年 月 日	接種の区別（いづれかを○で囲んで下さい）
明治		初回免疫 追加免疫
大正	年 月 日	初回免疫 追加免疫
昭和		初回免疫 追加免疫
明治		初回免疫 追加免疫
大正	年 月 日	初回免疫 追加免疫
昭和		初回免疫 追加免疫
明治		初回免疫 追加免疫
大正	年 月 日	初回免疫 追加免疫
昭和		初回免疫 追加免疫



大型バスで

市営施設見学会(無料)

参加希望者は申し込んで下さい

【秘書課】

市営の各種施設や伸びてゆく奈良の姿をひろく一般市民の方々に知っていただくためにこの見学会を催します。

- 見学日 5月20日(金)
一小雨決行一午前9時30分出発

- 参加人員 150名

●見学場所

△木津水源池
△市営奈良球場
△一条高等学校
△学園前・鶴舞・鳥見団地
△大安寺下水処理場
△奈良市消防本部

●参加資格

市内に住んでおられる成年者
(お子様連れはご遠慮下さい)

●申し込みは

△往復はがきに「市営施設見学会参加希望」と書き、住所、氏名、年齢職業を明記して下さい。

△はがきは1人1枚にかぎります。

△宛先奈良市役所秘書課広報係

△締切 5月12日

△団体申し込みの向がありましてもすべて個人として取扱います。

△参加者多数の時は抽せんにより参加者を決定します。抽せんにも

計量器の定期検査を

行ないます。【観光商工課】

昭和41年度の計量器定期検査を次のとおり行ないます。

営業用はもちろん家庭用のものにつきましても必ず最寄りの場所で検査をうけて下さい。

月 日	場 所
5月9日(月)	帯解連絡所
5月10日(火)	伏見連絡所
5月11日(水)	帝塚山学園
5月12日(木)	富雄中学校
5月13日(金)	大宮小学校
5月16日(月)	佐保小学校
5月17日(火)	鼓阪小学校
5月18日(水)	飛鳥小学校
5月19日(木)	済美小学校
5月20日(金)	
5月25日(水)	市庁別館
5月26日(木)	

いずれも午前9時～午後3時

れた方は次回の見学会(開催日時未定)に優先的に参加して戴きます。

△参加決定並びに詳細については返信をもってお知らせいたします。

公民館だより

市立高円公民館(市内紀寺町826)を会場に次の教室を開きます。希望者は住所、氏名、年齢を書いて締切までに会場へ申し込んで下さい。

家庭料理教室

豊かな家庭料理の技術と科学を学

ぶために開設いたします。

期間 5月～7月の(火)又は(木)
午後1時～4時(12回で終了)

受講者 小、中学生のいる家庭婦人 72名。

内容 料理の基本と簡単にできる料理の講義と実習

費用 1回100円程度の実費を徴収することがあります。

申し込みは5月10日までに

くらしの科学教室

明るい家庭生活を築くいろいろな話題についてこの教室を開きます。

△日 時 5月25日～6月15日
毎週(水)午後1:30～4:30

△受講者 家庭婦人 50人

△内 容 「生活設計」「消費と家計の安定」「貯蓄のすすめ方」「家計簿のつけ方」などについて

△受講料 無料

△申し込みは5月15日までに

小児マヒ生ワクチンを

のんでいただきます 【衛生課】

この市民だよりの前号(4月15日号)で一部の地区についてお知らせいたしましたが、ひき続いて次のように小児マヒ生ワクチンをのんでいただきます。

△対象者

●第1回目を受けるもの

昭和40年7月1日～40年12月31日生まれのもの

●第2回目を受けるもの

昭和40年1月1日～40年6月30日生まれのもの第1回

目をすました者

▲料金は無料です。

○該当者にはそれぞれ通知書を送りますが、万一住居変更その他の事情で通知書の届かない該当者がおられました時は直接お越しの上受付へ申し出て下さい。

○生ワクチンをのまれた証明は母子手帳に記載しますから、会場へは母子手帳を持参して下さい。

月 日	地 区	場 所	時 間
5月9日	鼓 阪	鼓 阪 小 学 校	14.00 ～ 15.30
	佐 保		
	平 城	平 城 小 学 校	14.00 ～ 15.30
5月10日	学 園	学園前ショッピングセンター集会室	14.00 ～ 15.30
	あ や め 池		
5月11日	飛 鳥	飛 鳥 小 学 校	14.00 ～ 15.30
	東 里	相 和 小 学 校	10.00 ～ 10.30
	狭 川	狭 川 出 張 所	11.00 ～ 11.30
	大 柳 生	大 柳 生 小 学 校	13.00 ～ 13.30
	柳 生	柳 生 出 張 所	14.00 ～ 14.30
	田 原	田 原 出 張 所	15.00 ～ 15.30
5月12日	済 美	済 美 小 学 校	14.00 ～ 15.30
	東 市	東 市 小 学 校	14.00 ～ 15.00
5月13日	都 跡	都 跡 連 絡 所	14.00 ～ 15.30
	大 宮		
	椿 井	椿 井 小 学 校	14.00 ～ 15.30

奈良市の一部の区域に“宅地造成等規制

法”が適用されることになりました【都市計画課】

近年宅地の造成がさかに行なわれていますが、不完全な排水施設や土地の斜面を十分かためなかったために、崖がくずれたり、土砂が流れていろいろの障害をひき起しています

宅地を買った人はもちろん、附近の人々の生命財産をもおびやかすという事例さえ発生しております。

そうした災害を防止するため政府は造成工事の技術的基準を定め、内容を調査し、災害防止に必要な措置を講ぜさせるための法律“宅地造成等規制法”を昭和37年2月1日から施行いたしました。

奈良市におきましても本年3月12日付でこの法律が適用されることになり、下図の規制区域内で施行される工事については事前に県知事の許可を受けなければならなくなりました。

その手続は所定の用紙（県建築課分室又は奈良市都市計画課で交付します）に記入の上附属書類を添えて奈良市都市計画課に提出し、奈良県土木出張所を経て県知事の許可をうけることになっています。

なお許可を受けなければならない工事は次のとおりです。

○切土で2米をこえる崖を生じるもの

○盛土で1米をこえる崖が生じるもの

○盛土と切土を同時に行なうときは盛土部分が1米以下の崖であっても切盛の部分を含わせて2米をこえる崖が生じるもの

○以上のことがらに該当しない場合であっても、造成面積が500平方メートル（約150坪）をこえるもの

三才児の健康診断を行ないます【奈良保健所 衛生課】

あなたのお子さんの精神的、肉体的な発育状態をしらべ、立派なお子さまに育てていただくために次のように健康診断を行ないます。

●対象児

昭和37年4月1日～38年3月31日生まれの幼児

●検診内容

知能テストによる発達状態の測定及び身体発育状況検診と相談

●検診は無料（母子手帳を持参で）

△該当者にはそれぞれ通知書を送りますが、住所変更などで通知書の届かない方は直接保健所へお越しの上申し出て下さい。

△6月以降のものにつきましては次号でお知らせいたします。

●日時と場所

月	日	地 区
5月16日	(月)	東 市 辰 市
5月17日	(火)	あやめ池 帯 解
5月20日	(金)	富 雄
5月23日	(月)	伏 見
5月24日	(火)	
5月27日	(金)	
5月30日	(月)	学 園
5月31日	(火)	

時 間 午後1時30分～3時30分
場 所 奈良保健所
(市内八軒町 電話26171番 但し市内バス八軒町停留所下車すぐ)



宅地造成規制区域図

